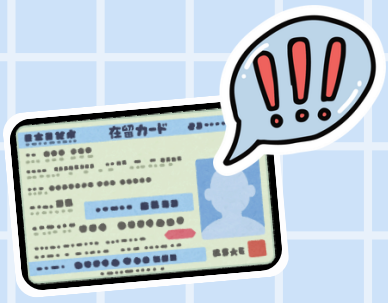
在留資格「技術・人文知識・国際業務」で言語能力の立証に用いる日本語試験が追加されました！



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成

所属機関がカテゴリー3又は4に該当し、言語能力を用いて対人業務に従事する場合は、CEFR・B2相当の言語能力を有することを証する資料を提出する必要があります。2026年10月14日（水）に「技術・人文知識・国際業務」で言語能力の立証に用いる日本語試験が追加されました。

以下に該当する場合は、CEFR・B2相当の日本語能力を有するとみなされます。

- JLPT・N2以上を取得していること
- BJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を取得していること

追加
- **日本留学試験（日本語（読解、聴解及び聴読解の合計））において200点以上取得していること**

追加
- **JPT日本語能力試験において525点以上取得していること**
- 中長期在留者として20年以上日本に在留していること
- 日本の大学を卒業し、又は日本の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了していること
- 日本の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

詳細については、出入国在留管理庁のホームページからご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html

問い合わせ先

札幌出入国在留管理局（本局及び5出張所)

https://www.moj.go.jp/isa/about/region/sapporo/index.html

日本語のみの対応になるので、日本語以外の言語で相談したい場合は、北海道外国人相談センターに連絡してください。